平成２１年（フ）第１７１号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町20番地１　１階
債務者　節和　絵理
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１７３号
鹿児島県大島郡天城町大字兼久1503番地
債務者　梅岡かおる（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９７号
鹿児島県志布志市有明町伊崎田5885番地５
債務者　柞木　幸志
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
沖縄県那覇市字宇栄原524番地　201
債務者　宮城　義也
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３２２号
北海道苫小牧市新中野町２丁目15番12号
コーポえりもＢ―202号
債務者　新庄　充子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第４１６号
山梨県北杜市明野町浅尾862番地
債務者　篠原　雅人
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田413番地19
債務者　河西まゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
山梨県甲斐市下今井970番地１エルサリートＢ棟102号室
債務者　大澤　明美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
山梨県甲斐市篠原2348番地11　カーサ・ダイユウ103
債務者　三井　賢一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
山梨県甲府市大里町1736番地アートスペース105
債務者　浅香　　都
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
山梨県甲府市大里町1736番地アートスペース105
債務者　浅香　　寿
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４１号
京都市伏見区深草泓ノ壺町16番地　スペリオン１号館709号
債務者　ひらきネクタイこと　磯田　道義
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２１号
京都市下京区屋形町23番地１　朝日プラザ鴨川409
債務者　外山　次男
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２５号
京都市左京区下鴨夜光町21番地４、申立時の住所京都市中京区壬生淵田町９番地22
債務者　井上　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５６号
京都市山科区椥辻草海道町36番地14　市営住宅３棟205号
債務者　仲　　晃司
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８４号
京都市北区小松原北町133番地１
債務者　永島　明美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１６号
京都府宇治市槇島町大町35番地　大町荘207号
債務者　木本　枝美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係